

議 案 名	富士見市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
制 定 趣 旨	「地方公務員の育児休業等に関する法律」及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の一部改正に伴い、富士見市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正するものです。
制 定 内 容	<p>第1条関係 富士見市職員の育児休業等に関する条例の一部改正 (1) 部分休業の取得パターンを拡充するもの（第10条、第10条の2、第10条の3、第10条の4、第10条の5） 【改正前】 ① 1日につき2時間を超えない範囲内 【改正後】 ① 1日につき2時間を超えない範囲内（第1号部分休業） ② 1年につき条例で定める時間を超えない範囲内（第2号部分休業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常勤職員 77時間30分 ・非常勤職員 1日当たりの勤務時間に10を乗じて得た時間 <p>(2) 部分休業を勤務時間の始め又は終わりに限り承認可能とする取扱いを廃止するもの（第10条第1項） (3) 部分休業の取消事由について、特別の事情により、部分休業の申出の内容を変更したときに、既に承認されている部分休業は取り消されるものとする（第12条） (4) その他、文言の整理等を行うもの</p> <p>第2条関係 富士見市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正 (1) 妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等（第18条の2）や配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員等に対する意向確認等（第18条の3）、勤務環境の整備に関する措置（第18条の4）について規定するもの (2) その他、文言の整理等を行うもの</p> <p>第3条関係 富士見市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正 (1) 部分休業の定義を改めるもの（第13条の2）</p>
施 行 日 等	<p>施行日 公布の日</p> <p>経過措置 この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における第2号部分休業の請求は以下の範囲内で行うものとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常勤職員 38時間45分 ・非常勤職員 1日当たりの勤務時間に5を乗じて得た時間

2 富士見市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成8年条例第2号）第14条第2項第6号の規定による特別休暇又は同条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する第1号部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が労働基準法第67条の規定による育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下この項において「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

（第2号部分休業の承認）

第10条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める時間

められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2 富士見市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例 _____ 第14条第2項第6号の規定による特別休暇又は同条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休業 _____ の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する部分休業 _____ の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が労働基準法第67条の規定による育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下この項において「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

（新設）

数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

(新設)

第10条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

(新設)

第10条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

(新設)

第10条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小

学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

(部分休業をしている職員の給与等の取扱い)

第11条 職員 _____ が育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第11条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第14条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する職員に対する前項の規定の適用については、同項中「給与条例第11条第1項」とあるのは「富士見市会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年条例第10号）第7条」と、「給与条例第14条に規定する」とあるのは「同条例第9条の規定により規則で定めた当該職員の」と、「給与額を減額して給与」とあるのは「給与額又は報酬額を減額して給与又は報酬」とする。

(部分休業の承認の取消事由)

第12条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

(部分休業をしている職員の給与等の取扱い)

第11条 職員 (次項に規定する職員を除く。) が部分休業 _____ の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第11条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第14条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、富士見市会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年条例第10号）第8条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第10条の規定により規則で定めた当該職員の勤務1時間当たりの給与額又は報酬額を減額して給与又は報酬を支給する。

(部分休業の承認の取消事由)

第12条 第5条の規定は、部分休業について準用する。

第2条関係 富士見市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成8年条例第2号）

新	旧
<p>(介護休暇)</p> <p>第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（<u>第18条の3第1項において「配偶者等」という。</u>）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>2～3 （略）</p> <p><u>（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）</u></p> <p><u>第18条の2 任命権者は、富士見市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第12号）第13条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置</u></p>	<p>(介護休暇)</p> <p>第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者_____で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>2～3 （略）</p> <p>（新設）</p>

(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

(3) 富士見市職員の育児休業等に関する条例第13条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員等に対する意向確

（新設）

認等)

第18条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第18条の4 任命権者は、介護両立支援制度等の利用に係る請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

(3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

(新設)

第3条関係 富士見市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年条例第18号）

新	旧
<p>(扶養手当)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 扶養手当の支給については、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者を扶養親族とする。</p> <p>(1) 配偶者(届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(給与の減額)</p> <p>第13条の2 (略)</p> <p>2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の全部又は一部 _____ を勤務しないことをいう。）又は介護休暇（当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 扶養手当の支給については、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者を扶養親族とする。</p> <p>(1) 配偶者(届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(給与の減額)</p> <p>第13条の2 (略)</p> <p>2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）又は介護休暇（当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p>